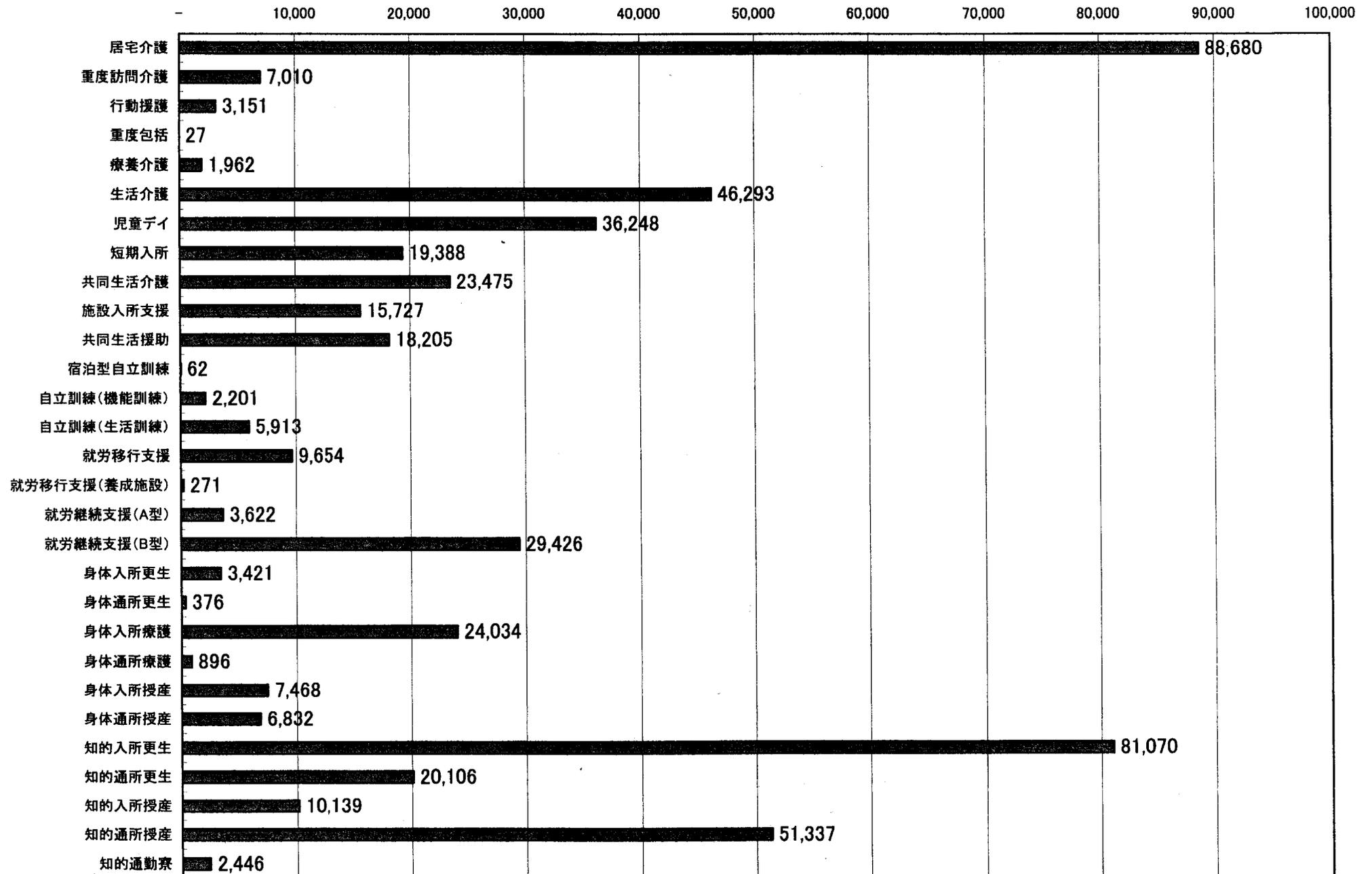
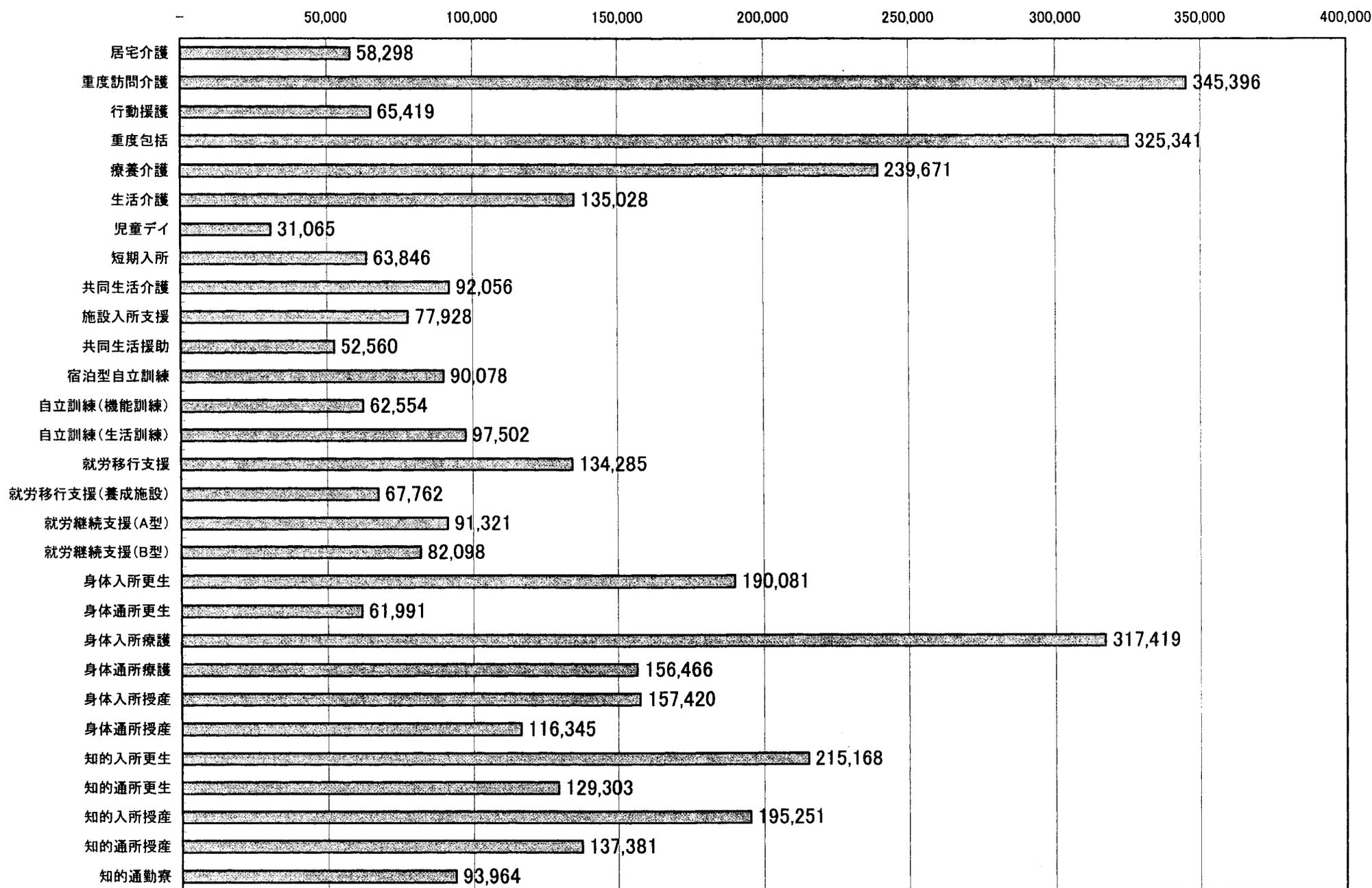


サービス種類別の利用者数(平成20年2月分)



サービス種類別の一人あたり費用額(平成20年2月分)

(円)



経営実態調査について

【調査対象】

- ◇ 全国約17,000か所の障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、相談支援事業所、特定旧法指定施設及び知的障害児施設等

【調査項目】

- ◇ 平成19年度における以下の状況
 - ・サービスの提供状況(開所日数、利用者数 等)
 - ・収支の状況
 - ・従事者の配置状況(職種別)
 - ・給与の状況(職種別) 等

【調査スケジュール】

- ◇平成20年 3月末 調査票の発送
(現在、回収作業中)

秋頃 調査結果の集計・分析

地域生活支援事業

【事業の目的】

- 障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施。もって、障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与する。

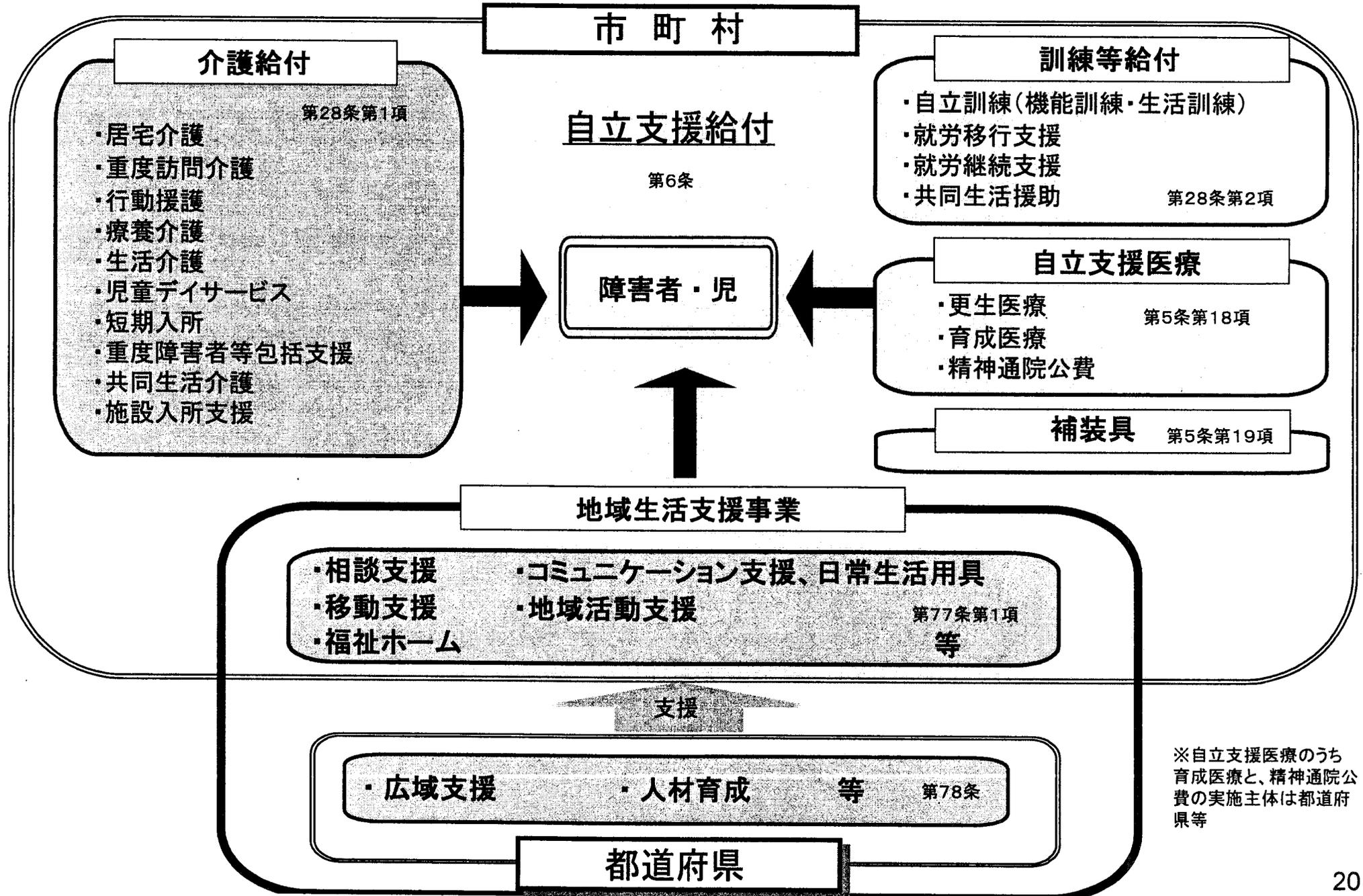
【事業の性格】

- 1 地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することにより、効率的・効果的な事業実施が可能である事業
 - [地域の特性] 地理的条件や社会資源の状況
 - [柔軟な形態] ① 委託契約、広域連合等の活用
② 突発的なニーズに臨機応変に対応が可能
③ 個別給付では対応できない複数の利用者への対応が可能
- 2 地方分権の観点から、地方が自主的に取り組む事業
- 3 生活ニーズに応じて個別給付と組み合わせて利用することも想定できる
- 4 障害者保健福祉サービスに関する普及啓発等の事業

【自立支援給付と地域生活支援事業】

- 定性的、個別的なニーズに対応する事業 → 自立支援給付
- 地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施できる事業 → 地域生活支援事業

障害者自立支援法の給付・事業



※自立支援医療のうち育成医療と、精神通院公費の実施主体は都道府県等

地域生活支援事業一覧

市町村事業

都道府県事業

1 相談支援事業

- (1) 障害者相談支援事業《交付税》
- (2) 市町村相談支援機能強化事業
- (3) 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）
- (4) 成年後見制度利用支援事業

2 コミュニケーション支援事業【手話通訳者、要約筆記者派遣等】

3 日常生活用具給付等事業【移動用リフト、拡大読書器、聴覚障害者用屋内信号装置等】

4 移動支援事業

5 地域活動支援センター

- (1) 地域活動支援センター《交付税》
- (2) 地域活動支援センター機能強化事業

6 その他の事業

- (1) 福祉ホーム事業
- (2) 盲人ホーム事業
- (3) 訪問入浴サービス事業
- (4) 身体障害者自立支援事業
- (5) 重度障害者在宅就労促進特別事業
（バーチャル工房支援事業）
- (6) 更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業
- (7) 知的障害者職親委託制度
- (8) 生活支援事業
- (9) 日中一時支援事業
- (10) 生活サポート事業
- (11) 社会参加促進事業

1 専門性の高い相談支援事業

- (1) 発達障害者支援センター運営事業
- (2) 障害者就業・生活支援センター事業
- (3) 高次脳機能障害支援普及事業
- (4) 障害児等療育支援事業《交付税》

2 広域的な支援事業

都道府県相談支援体制整備事業

3 サービス・相談支援者、指導者育成事業

- (1) 障害程度区分認定調査員等研修事業
- (2) 相談支援従事者研修事業
- (3) サービス管理責任者研修事業
- (4) 居宅介護従事者等養成研修事業
- (5) 手話通訳者養成研修事業
- (6) 盲ろう者通訳・介助員養成研修事業
- (7) 身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業
- (8) 音声機能障害者発声訓練事業

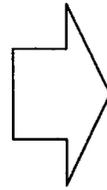
4 その他の事業

- (1) 福祉ホーム事業
- (2) 盲人ホーム事業
- (3) 重度障害者在宅就労促進特別事業
（バーチャル工房支援事業）
- (4) 重度障害者に係る市町村特別支援事業
- (5) 生活訓練等事業
- (6) 情報支援等事業
- (7) 障害者IT総合推進事業
- (8) 社会参加促進事業

地域生活支援事業（必須事業）の実施状況

1 移動支援事業

	H17. 10
実施市町村数	1, 471 / 1, 843
実施市町村割合	79. 82%



	H18. 10~19. 3
	1, 462 / 1, 827
	80. 02%

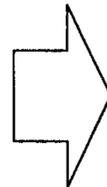


	H19. 4~20. 3
	1, 569 / 1, 818
	86. 30%

2 コミュニケーション支援事業

(1) 手話通訳派遣

	H17. 10
実施市町村数	502 / 1, 843
実施市町村割合	27. 24%



	H18. 10~19. 3
	1, 058 / 1, 827
	57. 91%

(2) 手話通訳設置

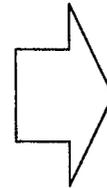
	H17. 10
実施市町村数	338 / 1, 843
実施市町村割合	18. 34%



	H18. 10~19. 3
	439 / 1, 827
	24. 03%

(3) 要約筆記派遣

	H17. 10
実施市町村数	180 / 1, 843
実施市町村割合	9. 77%



	H18. 10~19. 3
	463 / 1, 827
	25. 34%

	H18. 10~19. 3
	1, 112 / 1, 827
	60. 86%

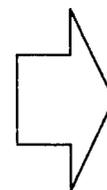


	H19. 4~20. 3
	1, 414 / 1, 818
	77. 78%

※ コミュニケーション支援事業全体の実施市町村数

3 日常生活用具給付等事業

	H17. 10
実施市町村数	1, 724 / 1, 843
実施市町村割合	93. 54%



	H18. 10~19. 3
	1, 746 / 1, 827
	95. 57%



	H19. 4~20. 3
	1, 797 / 1, 818
	98. 84%

(注1) H19. 4~H20. 3は速報値のため、今後変更があり得る。

(注2) H18. 10~H19. 3の市町村数(1, 827市町村)はH19. 3. 31時点の全国市町村数である。

(注3) H19. 4~H20. 3の市町村数(1, 818市町村数)はH20. 1. 15時点の全国市町村数である。

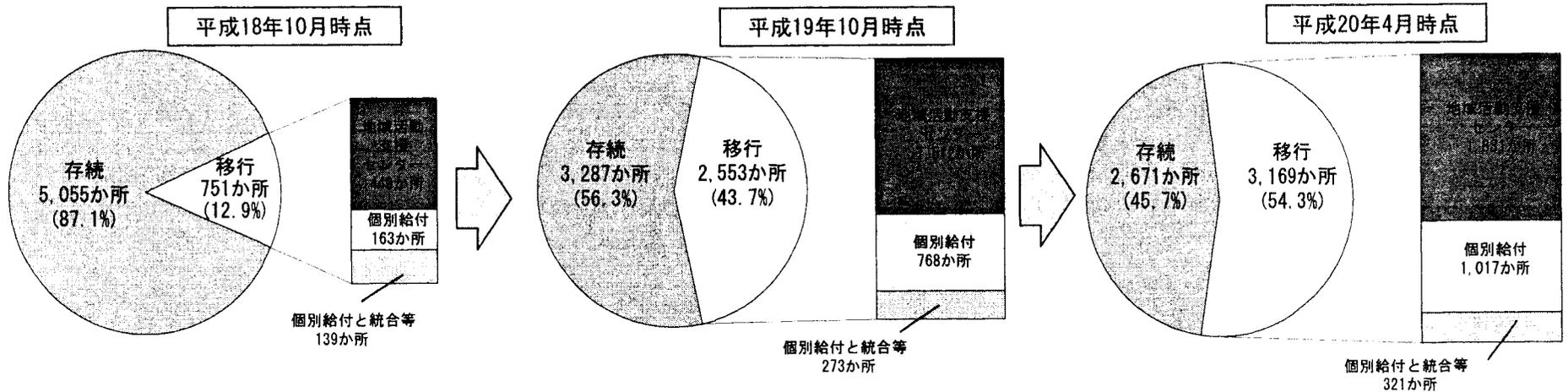
※厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室調べ

小規模作業所の新体系等への移行状況調査

○ 平成18年4月以降の新体系等への移行状況調査を実施した結果、平成20年4月時点では54.3%の小規模作業所が新体系等へ移行している。

平成18年10月時点			平成19年10月時点			平成20年4月時点		
移行状況	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合	割合	
移行	751か所	12.9%	2,553か所	43.7%	3,169か所	54.3%		
地域活動支援センター	449か所	7.7%	1,512か所	25.9%	1,831か所	31.4%		
個別給付事業	163か所	2.8%	768か所	13.2%	1,017か所	17.4%		
個別給付事業との統合等	139か所	2.4%	273か所	4.7%	321か所	5.5%		
小規模作業所のまま存続	5,055か所	87.1%	3,287か所	56.3%	2,671か所	45.7%		
合計	5,806か所	100.0%	5,840か所	100.0%	5,840か所	100.0%		
廃止	27か所	—	45か所	—	33か所	—		

平成18年
4月時点
小規模
作業所
5,676か所



障害者自立支援法の抜本的見直し(報告書) (抄)

平成19年12月7日
与党障害者自立支援に関するプロジェクトチーム

Ⅲ 見直しの方向性

7 地域生活支援事業

地域生活支援事業については、地域の特性を踏まえつつ、サービスの均てん化を図る観点から、実施状況を検証の上、必要な対応。